

「年収の壁」について～103万円・106万円・130万円・150万円の壁とは？所得税法上の扶養と被用者保険(いわゆる社会保険)上の扶養とは？～

以下、妻が専業主婦で夫がその妻を扶養している場合を事例として挙げています。

● 所得税法上の扶養の意味するところ

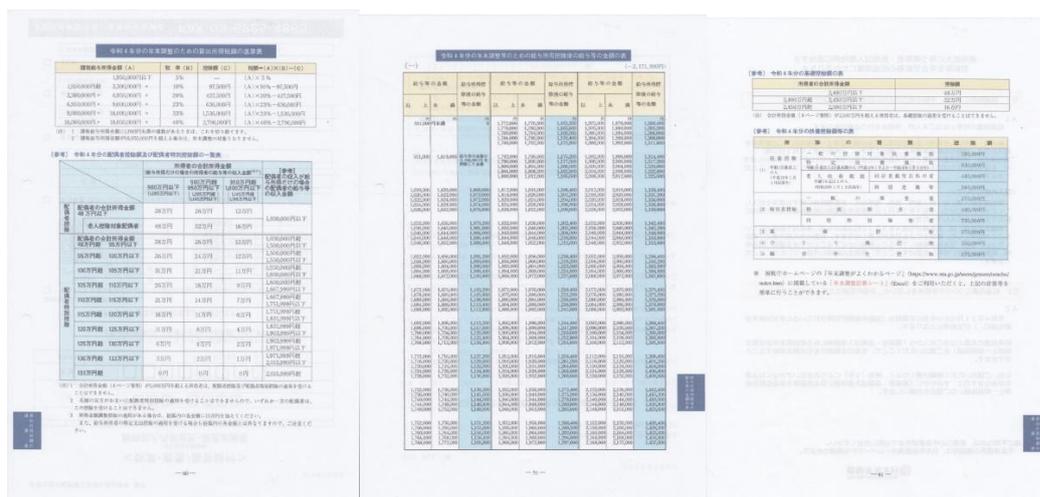
妻が専業主婦で夫がその妻を扶養している場合で考えると、妻が夫の被扶養配偶者となることで、夫が所得税法上の「配偶者控除」や「配偶者特別控除」の適用を受けることができ、それによって、夫の所得税、さらにはその住民税の節税に繋がることになります。

下記3種類の画像は、(表1)が「令和4年分(令和5年分)(令和6年分)の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表」、(表2)が「令和4年分(令和5年分)(令和6年分)の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」、(表3)が「令和4年分(令和5年分)(令和6年分)の基礎控除額の表」「令和4年分(令和5年分)(令和6年分)の扶養控除額等の表」です。それぞれ PDF(国税庁ホームページより引用)を添付しています。ご参照の上、読み進めていただければと思います。

(表1)

(表2)

(表3)



● 被用者保険(いわゆる社会保険)上の扶養の意味するところ

妻が専業主婦で夫がその妻を扶養している場合で考えると、妻が夫の被扶養配偶者として公的に認定されれば、妻自身が仮にパートやアルバイトなどの給与収入があっても、その中から健康保険料や厚生年金保険料が控除されることなく、しかも、夫が加入している協会けんぽや健康保険組合に夫の被扶養配偶者として妻も加入でき、よって医療保障を受けることができたりします。国民年金法上の「第3号被保険者(第2号被保険者である夫の被扶養配偶者)」として国民年金保険料を納付しなくても「老齢基礎年金等」を受給できる場合があります。

妻がパートやアルバイトなどで給与収入を得ると、場合によっては被用者保険に加入しなければならないことがあります。すなわち、得られた給与収入から健康保険料・厚生年金保険料が控除され手取り額が減ってしまうため、それだけを見ると妻にとっては夫の被扶

養配偶者のままでいたほうが得ではないかと考えてしまいます。

● そこで、「年収の壁」について見ていきます

- ① 103 万円の壁について⇒これについては、「所得税法等の一部を改正する法律案」が令和 7 年 3 月 31 日に可決・成立したことで改正されています。その詳細については、本紙末尾に記載していますので、合わせてご確認ください。

妻のパートやアルバイトなどの給与収入が 103 万円以下であれば、夫は 38 万円の「配偶者控除」を受けることができます。(表 1)の「配偶者控除」欄を見ると、夫の合計所得金額が 900 万円以下(夫が給与だけの収入であれば、その収入金額としては 1,095 万円以下になります)の場合で、妻の合計所得金額が 48 万円以下(妻が給与だけの収入であれば、その収入金額としては 103 万円以下になります)の場合では、38 万円とされています。

また、妻の給与収入が 103 万円以下であれば所得税は課税されません。というのは、103 万円以下であれば、(表 2)では、給与等の金額欄の 551,000 円以上 1,619,000 円未満の範囲に入り、その場合には「給与所得控除」額である 550,000 円が控除され、さらに(表)3にある「基礎控除」額である 480,000 円(所得者(妻)の合計所得金額が 2,400 万円以下の場合)が控除されて差引 0 円になるからです。

しかし、夫の「配偶者控除」は、妻の給与収入が 103 万円超になると適用されなくなると同時に、妻自身に対しては所得税が課税される場合があるのです。これが「103 万円の壁」と言われているところです。

なお、妻の給与収入が 103 万円(給与所得金額で見ると 48 万円)以下であっても、夫の給与収入が 1,095 万円(給与所得金額で見ると 900 万円)を超えると、「配偶者控除」額は段階的に減額され、1,195 万円(給与所得金額で見ると 1,000 万円)を超えると「配偶者控除」だけでなく、②で述べる「配偶者特別控除」についてもその対象外になってしまいます。

② 先に、150 万円の壁について見ていきます

妻の給与収入が 103 万円を超えても 150 万円以下であれば、夫は 38 万円(夫の合計所得金額が 900 万円以下(夫が給与だけの収入であれば、その収入金額としては 1,095 万円以下になります)の場合)の「配偶者特別控除」の適用を受けることができます。「配偶者特別控除」は、妻の給与収入が 150 万円(給与所得金額で見ると 95 万円)を超えて 2,015,999 円(給与所得金額で見ると 133 万円)以下では段階的に減額されます。つまり、「150 万円の壁」というのは、夫が満額の「配偶者特別控除」を受けるための分岐点になることを意味します。

③ 会社の規模によっては被用者保険に加入することになる 106 万円の壁について

妻が勤務する会社の規模、つまり一定以上の従業員(正社員など既に被用者保険の対象となっている従業員(いわゆるフルタイムの通常の労働者や週所定労働時間が通常の労働者の 3/4(30 時間)以上の短時間労働者の数で算定します))の数が 501 人以上(なお、令和 4 年 10 月 1 日からは 101 人以上、令和 6 年 10 月 1 日からは 51 人以上と会社の規模要件が引き下げられていきます)の場合、給与収入が 106 万円(88,000 円※1×12=1,056,000 円≒1,060,000 円)以上になると被用者保険に加入することになります。つまり、「106 万円の壁」というの

は、被用者保険に加入しなければならない壁となります。

この 106 万円の壁が適用される要件については、「[年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律について](#)」の「[① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件を段階的に引き下げる。](#)」をご参照下さい。

たとえば、兵庫県在住の 40 歳代で年収 108 万円(月 9 万円)(標準報酬月額 88,000 円とします)の場合、[2022 年\(令和 4 年\)3 月\(令和 4 年 4 月納付分\)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表](#)(参考までに、[\(2023 年\(令和 5 年\)3 月\(令和 5 年 4 月納付分\)\)](#)、[\(2024 年\(令和 6 年\)3 月\(令和 6 年 4 月納付分\)\)](#)及び[\(2025 年\(令和 7 年\)3 月\(令和 7 年 4 月納付分\)\)](#))(協会けんぽ兵庫支部ホームページより引用)算出すると、健康保険料(介護保険料を含む。40 歳からは介護保険料の負担を要します)5,179 円(5,275 円)(5,183 円)(5,170 円(労使折半))+厚生年金保険料 8,052 円(変更なし)(同)になりますので、年間では(5,179 円(5,275 円)(5,183 円)(5,170 円)+8,052 円)×12 か月=158,772 円(159,924 円)(158,820 円)(158,664 円)となり、年収 108 万円に占める割合は 14.7%(14.8%)(14.7%)(14.7%)です。なお、所得税や住民税についてはここでは考慮しませんが、この年収であれば、仮に毎月の給与から源泉所得税が控除されていたとしても、各種所得控除があるとすると年末調整においてすべて還付されることになるものと思われます。住民税についても非課税(均等割も)になるものと思われます。

※1 この中に含まれないものは下記の通りとなります。

- ・臨時に支払われる賃金及び 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金(例えば、結婚手当や賞与など)
- ・時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(例えば、割増賃金など)
- ・最低賃金法で算入しないことを定める賃金(例えば、精皆勤手当、通勤手当、家族手当)

④ 健康保険法上の被扶養配偶者の認定基準に基づく 130 万円の壁

<収入の基準※2>

妻が夫の被扶養配偶者となるためには、「主として被保険者(夫)の収入によって生活していること」、つまり、被保険者(夫)との間で生計維持関係があることが必要です。

同居している場合	別居している場合
① 対象者の年収が 130 万円(60 歳以上又は障害者は 180 万円)未満かつ ② 被保険者の収入の 2 分の 1 未満であること	① 対象者の年収が 130 万円(60 歳以上又は障害者は 180 万円)未満かつ ② その額が被保険者からの援助額よりも少ないこと

※2 夫の被扶養配偶者で国民年金法上の第 3 号被保険者である妻についても、上記の<収

入の基準>を勘案して、夫の被扶養配偶者としての認定を行うことになっています。

ということで、上記の会社の規模などの要件に該当しない場合でも、妻の給与収入が 130 万円以上になるとすべての人が被用者保険に加入することになります。これが **130 万円の壁**と言われているところです。

● 被用者保険の加入にはメリットもあります

妻の給与収入の手取り額が減ってしまう可能性があるのは被用者保険上の夫による扶養から外れた時で、つまり、年収の壁のうちの 106 万円の壁や 130 万円の壁を打ち破ってしまった時にその影響が大きくなるわけです。

健康保険料(+介護保険料)や厚生年金保険料が給与から控除され、手取り額が減ってしまうことだけについて意識が囚われがちになりますが、実はいいこともあるわけです。

① 健康保険による保障が手厚くなります

夫の扶養に入ると対象外ですが、妻自身が被保険者として健康保険に加入することで「傷病手当金」「出産手当金」といった給付を受け取ることができる場合があります。

「**傷病手当金**」とは、病気やケガで仕事を休まざるを得なくなり、事業主から十分な報酬(一般的には無報酬の場合が多いものと思われま)が受けられない場合にその休業中の生活を保障するために支給されるものです。なお、詳細については、[こちら](#)(協会けんぽのホームページから引用)からどうぞ。

また、「**出産手当金**」とは、出産のため産前産後の間仕事を休み、その間事業主から十分な報酬(一般的には無報酬の場合が多いものと思われま)が受けられない場合に、原則として、出産日以前 42 日(多胎の場合は 98 日)から出産日後 56 日までの間において仕事を休んだ日数分が支給されるものです。なお、詳細については、[こちら](#)(協会けんぽのホームページから引用)からどうぞ。

② 老齢・障害・遺族厚生年金が支給される場合があります

夫の扶養の下での国民年金法上の第 3 号被保険者のままでは、同法上の基礎年金しか支給されませんが、妻自身が厚生年金保険に加入することで、それら基礎年金に上乗せして、それら厚生年金が支給される場合があるわけです。つまり、年金額を増やせるわけです。

なお、遺族基礎(厚生)年金の場合は、妻の死亡によりその遺族に対して支給されます。

● 最後に

妻の置かれた状況は個々に違うわけですから、一律的なことは言えませんが、これら年収の壁をよく理解し、デメリット・メリットを十分吟味の上、ご自身の働き方に対するお考えやライフスタイルなどを考慮に入れて、果ては老後のことも視野に入れながらご自身に合った働き方を考えてみてはいかがでしょうか？

以上

【「103万円の壁」等について】

財務省が作成(令和7年2月)した『「所得税法等の一部を改正する法律案」について』とする文書には、下記のような一文があります。

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除(特定親族特別控除)の創設を行う。

1. 法律案の概要

個人所得課税

○ 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

- ・ 所得税の基礎控除の額を最大 48 万円から**最大 58 万円に 10 万円引上げ**
- ・ 給与所得控除の最低保障額を 55 万円から **65 万円に 10 万円引上げ**
- ・ 19 歳から 22 歳までの大学生年代の子等の給与収入が 150 万円までは親等が所得控除((特定扶養控除)(63 万円)を受けられる特別控除(**特定親族特別控除**→次頁に詳細あり))を創設。給与収入が 150 万円を超えた場合の控除額は段階的に減
- ・ 令和7年分の所得税(令和7年末の年末調整)から適用

これらを含んだ当初の税制改正案に加えて、基礎控除の特例を設けて、課税最低限が最大で 160 万円(基礎控除として最大 95 万円+給与所得控除の最低保証額として 65 万円)になるようその修正案が国会に提出されるなど時間的な制約の中で、今般、様々な改正や新たな控除項目の創設がなされる運びとなりました。下記の図表(Excel は [こちら](#)からどうぞ)を駆使するなどできるだけ分かりやすくなるよう解説させていただきましたので、ご活用いただければありがたく存じます。

「所得税法等の一部を改正する法律案」における改正案の新たな所得控除の額及び基礎控除の額に最も有利な所得控除の適用(基礎控除)について
(給与所得控除と基礎控除の額以外については考慮していません)

給与所得の 総額 A	給与所得の 控除額 B	改正案				現行案				基礎控除額 C	課税所得 D	基礎控除額 E	課税所得 F	基礎控除額 G	課税所得 H	
		基礎控除額 A-B														
1,500,000	600,000	480,000	580,000	580,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
2,000,000	600,000	480,000	580,000	580,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
2,500,000	600,000	480,000	580,000	580,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
3,000,000	600,000	480,000	580,000	580,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
3,500,000	600,000	480,000	580,000	580,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
4,000,000	600,000	480,000	580,000	580,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
4,500,000	600,000	480,000	580,000	580,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
5,000,000	600,000	480,000	580,000	580,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
5,500,000	600,000	480,000	580,000	580,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
6,000,000	600,000	480,000	580,000	580,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
6,500,000	600,000	480,000	580,000	580,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
7,000,000	600,000	480,000	580,000	580,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
7,500,000	600,000	480,000	580,000	580,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
8,000,000	600,000	480,000	580,000	580,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
8,500,000	600,000	480,000	580,000	580,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
9,000,000	600,000	480,000	580,000	580,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
9,500,000	600,000	480,000	580,000	580,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
10,000,000	600,000	480,000	580,000	580,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
10,500,000	600,000	480,000	580,000	580,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
11,000,000	600,000	480,000	580,000	580,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000

※ 基礎控除額が給与所得控除額を超えた場合は、基礎控除額が適用されず、給与所得控除額が適用されます。

※ 基礎控除額が給与所得控除額を超えた場合は、基礎控除額が適用されず、給与所得控除額が適用されます。

創設されました『特定親族特別控除』について

従前からありました「特定扶養控除」の年収上限が **123 万円以下**になります。

一般の控除対象扶養親族に係る控除額は所得税で 38 万円ですが、大学生年代(19 歳～23 歳未満)の子を扶養している場合は「**特定扶養親族**」に該当し、所得税で **63 万円の控除**が受けられています。しかし、対象となる子の年収がアルバイトなどによって 103 万円を上回ると「特定扶養控除」が受けられなくなる「もうひとつの 103 万円の壁」というものが存在しました。

さらに、「**特定親族特別控除**」が創設されることになりました。

これは、**令和 7 年以後の年分では、年収上限が 123 万円(所得ベースでは 58 万円)以下となる「特定扶養親族」とは別に、「特定親族」という年収が 123 万円(所得ベースで 58 万円)を超えた場合でも 188 万円(所得ベースで 123 万円)以下であれば、さらに「特定親族特別控除」という新たな控除が受けられる仕組みができた**わけです。ただし、**子の年収が 123 万円超 150 万円(所得ベースでは 58 万円超 85 万円)以下の層(当該層の当該控除額は「特定扶養控除」の額と同じ 63 万円)は除き、子の年収が増えるごとに、当該控除額が段階的に逓減する形**となっていますので、ご留意下さい。下記表の通りとなります。

子の年収	子の合計所得金額	控除額
123 万円超 150 万円以下	58 万円超 85 万円以下	630,000 円
150 万円超 155 万円以下	85 万円超 90 万円以下	610,000 円
155 万円超 160 万円以下	90 万円超 95 万円以下	510,000 円
160 万円超 165 万円以下	95 万円超 100 万円以下	410,000 円
165 万円超 170 万円以下	100 万円超 105 万円以下	310,000 円
170 万円超 175 万円以下	105 万円超 110 万円以下	210,000 円
175 万円超 180 万円以下	110 万円超 115 万円以下	110,000 円
180 万円超 185 万円以下	115 万円超 120 万円以下	60,000 円
185 万円超 188 万円以下	120 万円超 123 万円以下	30,000 円